

## かかりつけ医機能報告制度の協議の場について

令和 8 年 3 月 12 日  
備北地域医療構想調整会議

## 1 要旨

医療法第 30 条の 18 の 5 第 1 項に基づくかかりつけ医機能報告制度の協議の場について、備北圏域では、備北地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）で行うこととする。

## 2 現状・背景

かかりつけ医機能報告制度では、県はとりまとめた報告結果を公表するとともに、外来医療に関する地域の協議の場へ報告し、医療機関等の関係者が地域で必要な「かかりつけ医機能」を確保するための具体的な方策を検討し、その結果を公表することとされている。

## 3 概要

## (1) 協議の場の設定にあたっての考え方

「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」（令和 7 年 6 月厚生労働省策定）を踏まえ、当圏域では、保健所、市町村、医療関係者、介護関係者、保険者等の他、病院・診療所関係者、歯科医療関係者、薬剤師関係者、看護関係者等が幅広く参加している調整会議において協議する。

【参考】かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン P. 24 抜粋

**(2) 協議に向けた枠組みの整理**

- かかりつけ医機能に関する「協議の場」の圏域は、実施主体である都道府県が市町村と調整して決定し、その際、協議するテーマに応じて、時間外診療、在宅医療、介護等との連携等は市町村単位等（小規模市町村の場合は複数市町村単位等）で協議を行い、入退院支援等は二次医療圏単位等で協議を行い、全体を都道府県単位で統合・調整するなど、「協議の場」を重層的に設定することを考慮すること。なお、政令指定都市等において、区単位で協議を行うことも考えられる。
- 協議の場の参加者については、協議するテーマに応じて、都道府県、保健所、市町村、医療関係者、介護関係者、保険者、住民・患者（障害者団体・関係団体を含む）等を参加者として、都道府県が市町村と調整して決定すること。
- その際、協議するテーマによって、病院・診療所関係者ととも、歯科医療関係者、薬局・薬剤師関係者、看護関係者等の参加を考慮すること。

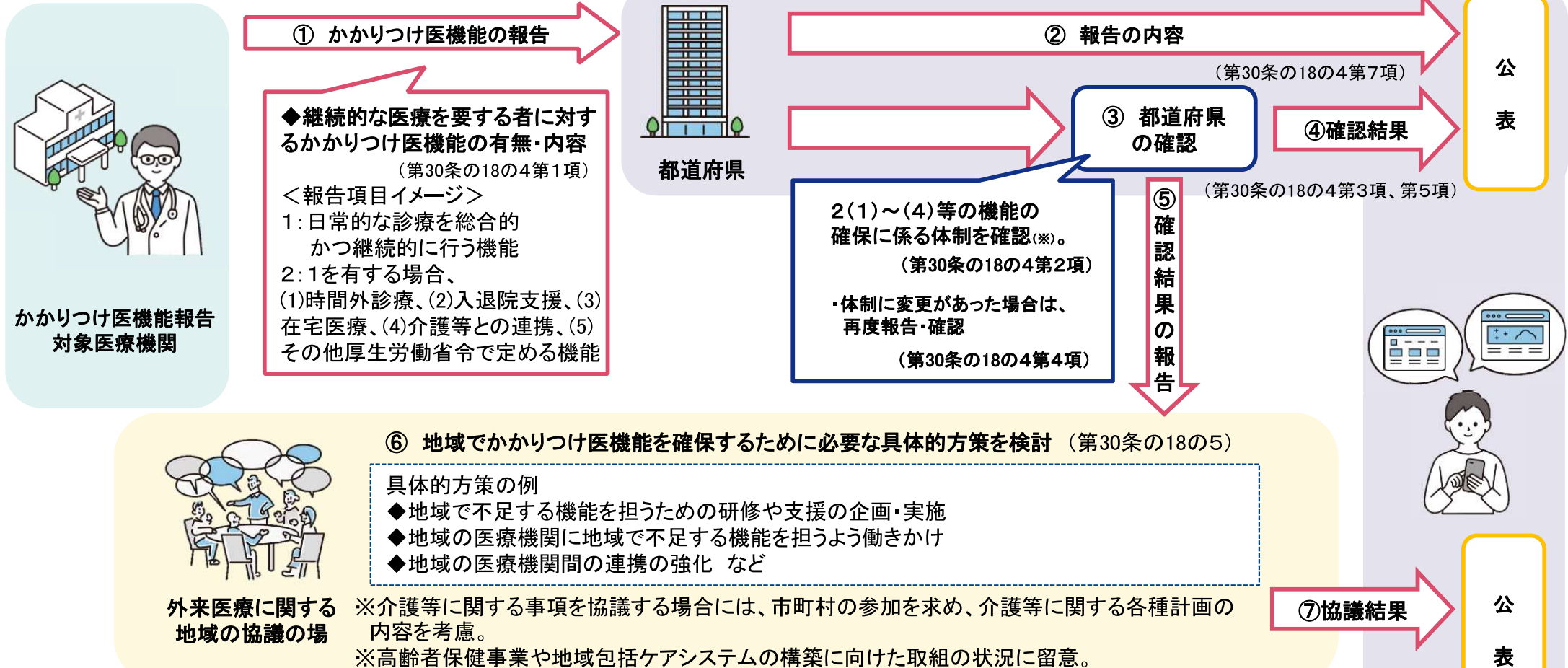
## (2) 協議内容

- 地域におけるかかりつけ医機能の確保状況及び課題等の把握
- 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策等の検討 等



## かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

# ガイドライン（案）について （かかりつけ医機能報告制度の年間スケジュール）

医療機関からの報告期間は1月から3月です。医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に行います。都道府県は医療機関の報告に基づき、かかりつけ医機能に係る体制の有無を確認の上、報告内容とともに公表、協議の場の開催を行います。

## 年間サイクルのイメージ

11月頃～

医療機関への定期報告依頼

1月～3月

医療機関による報告及び都道府県による体制の有無の確認

4月

報告内容や体制の有無の確認結果の公表

4～6月頃

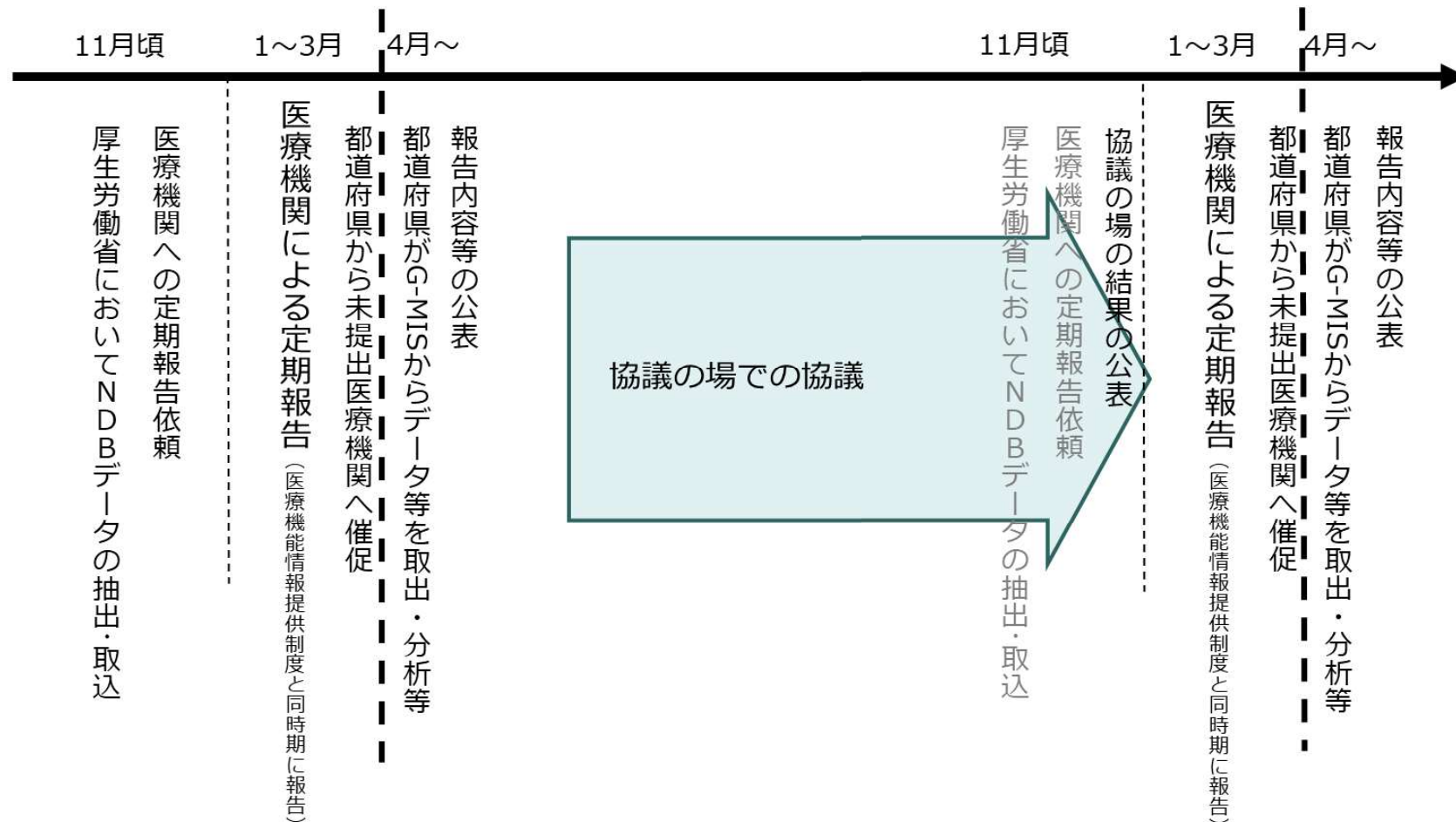
報告内容の集計・分析等

7月頃～

協議の場の開催

12月頃～

協議の場の結果の公表



出典：令和6年5月24日 第5回かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会資料（一部改）